

目 次

☆重要なお知らせ

令和5年度 助成金申請手続き・各種助成制度のお知らせ	1
----------------------------	---

☆トピックス

(1) ラッピングトラックの披露・出発式	3
(2) 大分県警察本部長から感謝状が贈られる	5
(3) トラックGメンによる「集中監視期間」の取組結果	6
(4) 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	7

☆青年部だより

(1) 令和5年度(公社)全日本トラック協会 「九州ブロック宮崎大会」へ参加	9
---	---

☆女性部会だより

(1) 日常業務についての勉強会を開催	10
---------------------	----

☆支部だより

(1) 県南支部が竹田、臼杵津久見、佐伯警察署から表彰される(再掲)	11
------------------------------------	----

☆行政だより

(1) テロ対策の徹底について	12
(2) 降積雪期における道路管理者による 立ち往生車両写真の撮影等について(再周知)	13
(3) 特定信書便事業に関するお知らせ	15
(4) 令和6年全国山火事予防運動の実施について	16
(5) マイナポータル連携等を活用した 確定申告・年末調整の推薦に関する周知等について	17

☆国税だより	19
--------	----

☆陸災防だより

(1) 「大分県労働災害防止緊急対策強化月間」の実施について	20
--------------------------------	----

☆大分産業機械技能教習所だより	22
-----------------	----

☆お知らせ

(1) NASVAからのお知らせ	23
(2) 清水/大分航路 減便およびスケジュール変更について	24
(3) 無料採用ホームページ制作のご案内	25
(4) 会員名簿訂正方のお願ひ	27
(5) 燃料情報	27
(6) 行事予定表	29
(7) 帳票関係FAX注文書	30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

令和5年度 助成金申請手続き・各種助成制度のお知らせ

令和5年度 助成金申請手続きについて

令和5年度の助成金の申請は

令和6年3月21日(木)

が最終締め切りです。

提出漏れのないようご注意ください。

※申請様式等は大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

※一部助成金は締切日が異なりますのでご注意ください。

令和5年度 適性診断受診料助成の対象期間について

令和5年度の適性診断の受診は

令和6年3月21日(木)

までが助成対象となります。

つきましては、受診機関へのご予約や事業所内の受診機器で受診される際にご留意ください。

※令和6年3月22日(金)から令和6年3月31日(日)に受診された方は助成の対象外となります。

(公社)大分県トラック協会

No.	制 度 名	金 額	摘 要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
2	安全教育訓練促進助成	1名あたり 上限10,000 円 (受講料の2分の1)	教習受講者
3	中型・大型(牽引)免許取得助成	1名あたり 20,000 円 (中型免許・限定解除(5t・8t))	1事業者につき2名まで
		1名あたり 40,000 円 (大型・牽引免許)	
4	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
5	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円 (一般・C般診断)	(一 般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
		〃 4,800 円 (初任・適齢診断)	
6	運輸安全マネジメント講習会助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
7	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり ～2,500 円	全ト協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
8	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
9	採用活動支援助成	上限 10,000 円	1者につき10,000円を上限
		20,000 円 (Gマーク事業者)	
10	熱中症予防対策支援助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき上限30,000円
11	健康診断等検診助成	定期健康診断・成人病検診 1名あたり 1,500円	乗務員に限る
		深夜健康診断 1名あたり 1,000円	
12	脳・心臓疾患検査助成	上限 10,000 円	乗務員に限る、1事業所につき3名を上限
13	「働きやすい職場認証制度」助成	上限 20,000 円	1事業所あたり、登録料に対する助成
		40,000 円 (Gマーク事業者)	
14	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1者あたり 100,000 円 (新規)	エコアクション21・(新規・更新)50,000円
		〃 50,000 円 (更新)	
15	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	車両台数の30%を限度、購入価格の4分の1
16	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	HB・CNG車
17	再生タイヤ導入促進助成	1本あたり 2,500 円	1者 上限20本
18	エコタイヤ導入促進助成	1本あたり 5,000 円	1者 上限20本 ※10月1日から申請受付
19	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円)	利用実績による。(保有台数に上限あり)
		(RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2,000円	
		(J R) 維持 月の利用額の20%	上限 50,000円/月
20	EMS機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	車両台数の30%上限
21	ドライブレコーダー機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	
22	アルコールチェッカー普及促進助成	2,000 円 (携帯型)	(携帯型) 車両台数の30%上限 (据置型) 1事業所につき1台まで
		1事業所あたり 20,000 円 (据置型) 30,000 円 (Gマーク事業者)	
23	ETC2.0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
24	安全装置等導入助成	1台あたり 10,000 円 20,000 円 (Gマーク事業者)	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
25	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500 円	契約教習受講者(ドライビングアカデミーONGA)
26	支部交通事故防止活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
27	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の1の助成	講座受講料10万円以上のものに限る。
28	可動式突入防止装置導入促進助成	上限 60,000 円	車両台数の30%上限
29	利子補給事業	一般 0.4%	長期プライムレートに対する補給率
		環境対策 0.4%	
30	信用保証料助成	上限 300,000 円 (保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティーネット融資等)

※ 令和5年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

ラッピングトラックの披露・出発式 九重町と竹田市で開催

九重町でラッピングトラック披露

九重町は、令和6年1月15日(月)九重町保健福祉センターにおいて、九重町主催でラッピングトラックの披露が行われ、出席した日野康志町長は「大分県トラック協会の協力を得て、九重町の観光振興がラッピングトラックにより可能となったことを嬉しく思っている。」との挨拶があった。

来賓として出席した(公社)大分県トラック協会の仲浩会長は、「石川県能登半島地震による被災地救援を行なうため、各地のトラック輸送により緊急支援物資を届けている。トラック輸送は、こうした重要な役割を持つ一方で、大分県トラック協会では、市町村の地域振興に役立てるため、県下全市町村の理解を得て、各地の観光名所を施したラッピングトラック事業を進めている。」と挨拶を行なった。

車両を提供していただいた会員は、(有)玖珠運送（九重町大字右田2006-3 代表取締役 右田昭二氏）。披露された車両には、町のマスコットキャラクターである『ミヤちゃん』が各所にプリントされ、一面は、ミヤマキリシマが自生するくじゅう連山、天空の散歩道九重夢大吊橋、九重森林スキー場が、もう一面は、九重夢温泉郷として、筋湯温泉、壁湯温泉など12か所の温泉が紹介されるなど、九重の大自然の中で、癒しを提供するデザインとなっている。九重町で9台目。



写真左から、右田社長、仲会長、日野町長、原田勝西部支部玖珠分会長、藤田憲靖一番運輸(株)社長（施工事業者）

竹田市でラッピングトラック出発式

竹田市は、令和6年1月25日(木)11時から竹田市役所敷地内において、ラッピングトラック出発式を開催した。



土居市長

出発式には、土居昌弘竹田市長はじめ(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)から山下柁規副会長が出席し、はじめに土居市長から「今回、大分県トラック協会様からご支援の下、会員の藤野屋運送さんのお力沿いをいただき、立派なトラックに観光ピーアールの素材をラッピングしていただきました。厚くお礼申し上げます。これを機に竹田市の観光ピーアールができるものと思っております。いわば、動く広告塔でございます。心からお礼を申し上げ、私の感謝のあいさつに変えさせていただきたいと存じます。」と謝辞があった。



山下副会長

引き続き、来賓の(公社)大分県トラック協会会長代理の山下副会長から、「物流を身近に感じてもらいながら、地域貢献となる事業として18市町村の名所をモチーフにトラックに図柄を施し全国に大分の魅力を発信することとした。竹田市の地域活性化の一助となればと強く思っている。」とあいさつがあった。

引き続き、除幕式を行い、観光地竹田市の魅力を載せたラッピングトラックの出発を参加者全員で見送った。



左から、藤田勝久大分県豊肥振興局地域創生部長、甲斐浩二(有)藤野屋運送社長、工藤厚憲竹田市観光ツーリズム協会会長、土居市長、山下副会長、中野健造県南支部長、江藤龍治豊肥分会長、藤田憲靖一番運輸株社長(施工事業者)

大分県警察本部長から感謝状が贈られる 交通抑止功労団体7団体に感謝状

大分県警察本部は令和6年1月15日(月)、大分市荷揚町の大分中央警察署八階大会議室において、交通抑止功労団体に対する種田英明^{おいだ}大分県警察本部長からの感謝状贈呈式を開催した。

贈呈式には、功労団体7団体の代表者が出席。種田本部長から各代表者に感謝状が贈られた。

感謝状贈呈ののち、種田本部長が「コロナが終わり全国的に交通事故が増加する心配があったが、大分県の交通事故死者数は一昨年と同数で、発生件数及び負傷者数は19年連続で減少した。これも皆様方が警察活動にご協力いただいた賜物であると感謝申しあげる。大分県警察は“日本一安全な大分県”の実現に向けて取り組んでいるところである。これは皆様方の協力なしでは実現出来ない。引き続きご協力をいただきたい。」と述べた。



感謝状の贈呈式

感謝状を贈られた功労団体

団 体 名	団 体 名
一般財団法人 大分県自動車会議所	公益財団法人 大分県交通安全協会
公益社団法人 大分県トラック協会	一般社団法人 大分県安全運転管理協議会
一般社団法人 大分県バス協会	全国共済農業協同組合連合会大分県本部
一般社団法人 大分県タクシー協会	



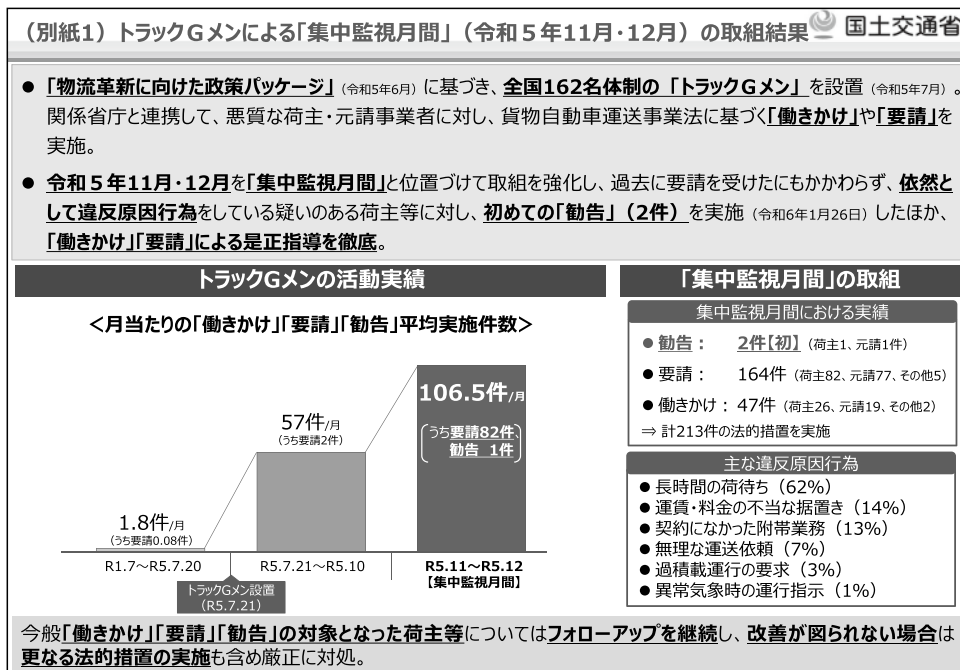
後列左から、大分県警察本部 幸野俊行交通部長、大分県交通安全協会 筒井啓祐専務理事、大分県タクシー協会 江熊春彦専務理事、大分県安全運転管理協議会 坂梨克宜専務理事、大分県警察本部 種田英明本部長
前列左から、全国共済農業協同組合連合会大分県本部 藤田千浩本部長、大分県自動車会議所 渡邊教和理事長、大分県トラック協会 仲浩会長、大分県バス協会 安部喜代治副会長

トラックGメンによる「集中監視期間」の取組結果 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施

国土交通省は、令和5年11月・12月をトラックGメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を抜本強化し、164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施した。

加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、初めて2件の「勧告」を実施した。

- トラック事業者への全数調査や、トラックGメンによる関係省庁と連携したヒアリング等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、164件の「要請」（荷主82件・元請事業者77件・その他5件）及び47件の「働きかけ」（荷主26件・元請事業者19件・その他2件）を実施し、違反原因行為の早急な是正を促した。「要請」等の月当たりの平均実施件数は、106.5件（うち「要請」82件、「働きかけ」23.5件）となり、トラックGメン発足前の1.8件から大幅に増加している。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた者（荷主1社、元請事業者1社）については、当該荷主等が、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「勧告」し、その旨を「公表」した。
- なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示しました。今後の取組状況等については、トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該荷主等に対し、「勧告・公表」を含む厳正な対応を実施していく。



街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和6年1月に実施された活動です。

1月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	中 止		
	大分南	7:30~8:00	由布市 庄内庁舎前	4社	6人	1月22日
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 乙津交差点前	6社	6人	1月19日
別 杵	杵 築	7:30~8:00	杵築市 塩田交差点	中 止		
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	11社	21人	1月19日
	宇佐・ 豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	1月19日
西 部	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	5社	6人	1月19日
	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	中 止		
県 南	豊 肥	7:30~8:00	豊後大野市 清川産業前	2社	3人	1月22日
	白 津	11:00~11:30	白杵市 白杵津久見警察署前	15社	15人	1月22日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	中 止		

※1月31日現在、報告受理分のみ掲載

参加：53社、延べ68名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



日田分会



臼津分会

令和5年度（公社）全日本トラック協会 「九州ブロック宮崎大会」へ参加

九州ブロック大会

【テーマ】 One Heart ～さあ行こう！物流の新時代へ～

【サブテーマ】 九州はひとつ～物流インフラの価格向上へ～

1月26日(金)に、標記大会が宮崎市「宮崎観光ホテル」にて開催され、大分県からは荻本豪人部会長をはじめ12名が参加した。また、大会には九州各県や全国各ブロックの青年部会員らが集い、総勢約300名が参加した。

基調講演では、教育評論家の尾木直樹氏から『未来を変える！人材育成講座』をテーマに、自身の経験や実績を基に、組織のあり方や重要性、グループでの行動方針、社員の育て方等人材育成について講演があり、参加者は熱心に聞き入っていた。

尾木直樹氏プロフィール

生年月日：1947年1月3日

出身地：滋賀県

居住地：東京都

職業：教育評論家

法政大名誉教授



④藤元九青協会長

⑤大会旗伝達

⑥九州ブロック宮崎大会風景



日常業務についての勉強会を開催



挨拶を述べる加来部会長

大分県トラック協会女性部会（加来美恵子部会長）は1月17日(水)、大分県トラック会館において、講師に同協会適正化事業課の佐藤来課長を迎え、適正化事業の活動及び関係行政の動向や運行管理に関する帳票等の見方と管理方法について等の勉強会を開催した。

はじめに、加来美恵子部会長が「年明けから様々な災害や事故等が起きているが、関係者の皆さんにお見舞いを申し上げます。昨年、大分県トラック協会女性部会は女性を対象とした勉強会を2回開催し、今年度も開催する運びとなった。昨年は主に2024年問題について勉強したが、本日は日々の業務について必要不可欠なことを学ぶ。現在、業界の状況は、燃料価格の高騰、資材等の高騰、ドライバー不足、直近に迫った物流の2024年問題への対応等、業界を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらに適応していかなければならない。皆さんと協力しながら諸課題に向け取り組んでいきたい。」とあいさつした。

勉強会は、まず佐藤講師が自己紹介したのち、①適正化事業の活動及び関係行政の動向について、協会が実施している巡回指導の内容について説示。運輸支局の監査の内容に準じたチェックを年間300事業所を訪問している。

②2024年問題について、時間外労働960時間（月80時間）、改善基準告示について、総労働3,300時間、月労働284時間、一日拘束13時間（特例：長距離運行週2回16時間可能）を指摘。改善策は適正運賃の収受→高水準の給与体制の構築→ドライバーの確保を目指し、適正運賃の収受・物流効率化の提案→現状の給与維持+働きやすい職場環境づくり→ドライバーの定着を目指す。運賃交渉には事前準備として、現在の運賃による原価計算、待機・作業・運行の時間の現状把握、労働

時間短縮に向けた運賃計算(高速道路利用、フェリー利用)、原価計算をベースとした運賃表の作成などの資料を準備する。

③運行に関する帳票等の適正な管理について、点呼記録簿の記入(アルコールチェック等)、日報の記入は(運転時間、スピード、連続運転)の三カ所が重要。デジタコとアナログの見方を説明、記入のポイントは時間の関係と積載状況。点呼時に本人に確認の記入をさせることや、道路交通法の改正によ

りスマホのながら運転の罰則が厳しくなったことを指摘し、免許証の確認を定期的に行うことが重要。

④改善基準告示に関するQ&Aについて、重要な項目について説示。

最後に、佐藤課長が「運行計画を立てる中で、一日十五時間がマックスとなるので、前の日の出発時間から前に出発しなければクリアできると考える。また、改善基準は法律ではないので罰則は無いが、重大事故の原因が過労や改善基準告示が守られていない場合は、国土交通省の監査の対象となる。今後どうなるか判らない部分も多いが、何かあれば協会の方へ連絡をいただければ返答したいと思うので、遠慮無く質問をお願いしたい。」と述べ、勉強会は終了した。



講師を務めた佐藤課長

●支部だより

竹田警察署と佐伯警察署の贈呈式の写真が入れ違っていたので再掲載いたします。

▶ 県南支部が竹田、臼杵津久見、佐伯警察署から表彰される ◀

大分県トラック協会県南支部(中野健造支部長)は、12月20日に竹田警察署で行われた、警察活動の協力で功労があった団体等に対する感謝状の贈呈式に県南支部豊肥分会の江藤龍治分会長が出席、石丸顕署長から感謝状が授与された。

また、12月22日に臼杵津久見警察署で行われた感謝状の贈呈式に中野健造支部長が出席、石角和久署長から感謝状が授与された。

さらに、12月27日に佐伯警察署で行われた、感謝状の贈呈式に県南支部佐伯分会の後藤信雄分会長が出席、染矢憲康署長から感謝状が授与された。



竹田警察署での贈呈式



臼杵津久見警察署での贈呈式



佐伯警察署での贈呈式

テロ対策の徹底について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じて、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から要請がありましたので、お知らせします。

今般、令和6年1月3日に発生したJR東日本山手線の列車内における傷害事件を受け、より一層の安全の確保を図る観点から、改めて下記に掲げる項目に関し、テロ対策の徹底を図るよう、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましてもトラック運送事業における輸送の安全確保、テロ対策の徹底を図っていただきますよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

テロ対策の徹底について

【共通事項】

- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備
- 自主警備体制強化
- 不審者情報、不審物発見時等の警察への連絡
- 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡
- 公共交通機関及び関連施設等のソフトターゲットに対する警戒整備の強化

【トラック等】

- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロック
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理
- 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡

降積雪期における道路管理者による立ち往生車両写真の撮影等について(再周知)

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じて、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から再周知の要請がありましたので、お知らせします。

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年12月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策(冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底)、②運送事業者対策(輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査)、③荷主対策(荷主への周知体制の確立)を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 車両対策:自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策:トラック・バス運送事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施項目「6.大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策:荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や輸送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

●行政だより

○大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

冬用タイヤの選び方

- ❑ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で路面と一部接触可能な積雪状況を想定したタイヤです。
- ❑ 路面を覆うほどの過酷な積雪路・凍結路においては、スタッドレス表記(国内表記)又はスノーフレックマーク(国際表記)が表示されている冬用タイヤを全車輪に装着してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレックマーク
タイヤの側面に表示されています。

冬用タイヤの使用限度

- ❑ 溝深さが50%以上残っていることを「フラットホーム」で確認しましょう。(一部海外メーカー品は除く)



残り溝深さが「フラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

立ち往生が発生しやすい車両

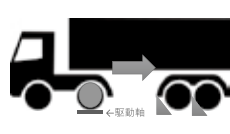
- ❑ 以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において特に立ち往生が発生しやすい傾向にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

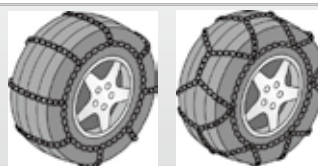
「自動車を安全に使うためには」→
自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
物流・自動車局
審査・リコール課
電話番号:03-5253-8111(内線:42363)
03-5253-8594(直通)

チェーンの効果

- ❑ チェーンを駆動輪に装着すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での発進・登坂性能が向上します。
- ❑ チェーンのサイズや締め方が不適切な場合、タイヤとの間で滑りが生じ効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❑ 大雪警報が発表されるなど相当量の積雪が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❑ 降雪時には、立ち往生する前に早めのチェーン装着を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

性能限界

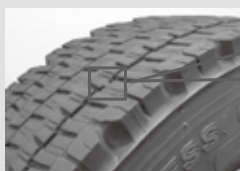
- ❑ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも性能限界があり、万能ではありません。例えば、車両のバンパーに接触するような新雪の深い積雪路では走行困難です。
- ❑ 運行前に道路・気象情報を確認し、運行の可否や経路を検討してください。

フラットホームとは？

●フラットホームとは
日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がり部分をいいます。



●フラットホームの位置
フラットホームの位置を示すQがタイヤの両側面にそれぞれ高さ4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「フラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

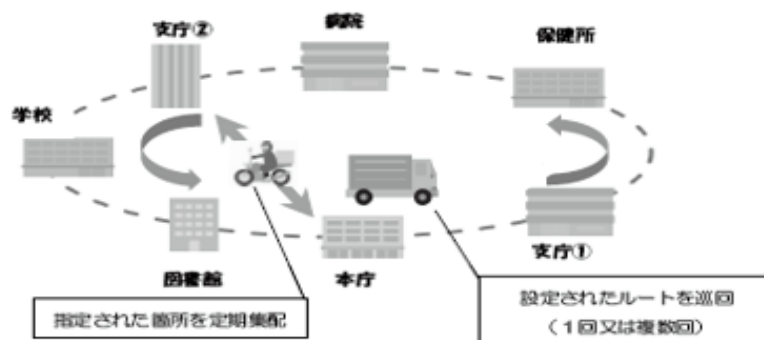
- ① 低速ギアでゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では登り終わるまで低速ギアを使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ 急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける。柔らかくブレーキ。
- ④ カーブに入る前に減速する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの性能には限界があるので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを乾燥路や湿潤路で使用の場合は走行速度に注意する。

特定信書便事業に関するお知らせ

「特定信書便事業」のサービスを利用してみませんか！

サービス（利用）事例【1号役務】

○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配（大型信書便役務）



日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることを禁じている郵便法の例外として、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

大型信書便サービス	3時間以内送達	高付加価値サービス
長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの  A+B+C=73cmを超える信書便物 又は 重量4kgを超える信書便物 例：本庁・支庁間の巡回便・定期便	信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの  3時間以内送達 差出人 受取人 例：バイク便等の急送便	信書便物を送達する料金の額が、800円(国内)を超えるもの  1通 800円を超える料金 例：配達記録、電報類似サービス

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

※詳細は、九州総合通信局の下記ホームページをご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/index.html#b>

郵便法（参照条文）

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の個人又は法人に雇用され、これらの個人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

【問合せ先】九州総合通信局信書便監理室

TEL:096-326-7847

E-mail: kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp

総務省からのお知らせ

「特定信書便事業」のサービスを利用してみませんか！

【信書便制度】

・平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。
・事業の開始には許可等が必要です。信書便法は参入の条件、申請の手続などについて規定しています。

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

※詳細は、九州総合通信局の下記ホームページをご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/index.html#b>

詳細は
こちら



更に詳細
はこちら



【信書便チラシ】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000870213.pdf

【問合せ先】九州総合通信局信書便監理室 TEL:096-326-7847 E-mail: kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp

令和6年全国山火事予防運動の実施について

標記について、九州運輸局を通じ、国土交通省大臣官房長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

令和6年全国山火事予防運動実施要綱

1. 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2. 主 唱

林野庁、消防庁

3. 統一標語

「忘れない 山の恵みと 火の始末」

4. 統一実施時期

令和6年3月1日から3月7日まで(消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間)
なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることを妨げない。

5. 山火事予防に効果的と考えられる実施項目

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。
 - ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
 - イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消化すること
 - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
 - エ 火入れを行う際には市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
 - オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
 - カ 火遊びはしないこと、また、させないこと
- (2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。
- (3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。
- (4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び将（）資機材等の適切な点検・管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性（婦人）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。

マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進に関する周知等について

標記について、（公社）全日本トラック協会を通じ、国土交通省・国税庁・デジタル庁から周知協力依頼がありましたので、お知らせします。

政府では「デジタル行財政改革会議」を開催し、「急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用してた公共手続等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現する」こととしております。

今般、国土交通省より、令和6年2月から開始する「確定申告における給与情報の自動入力等について、多くの納税者の方々に利便性の向上を実感していただく観点から、公共手続等のデジタル化に係る周知依頼がありました。つきましては、貴協会会員事業者に対し本制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. マイナポータル連携等を活用した確定申告の推進

(1) 確定申告における給与情報の自動入力について

令和5年分の所得税の確定申告（令和6年2月）から、マイナポータルを通じて従業員等の確定申告書に自動で入力される仕組みが開始します。この仕組みを利用することで、従業員等は源泉徴収票に記載された情報を入力することなく、より簡単・便利に確定申告を行うことができるようになります。

従業員等がこの仕組みを利用するためには、給与支払者である事業者の方から「給与所得の源泉徴収票」をe-Taxで提出していただく必要があります。

このため、貴会におかれましては傘下の会員各位に対して、「給与所得の源泉徴収票」のe-Taxによる提出を周知していただくなどの御協力をお願い申し上げます。

◎「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

(2) 「税務署に行かずにできる確定申告」（自宅からのe-Taxの利用）について

確定申告をする際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力することで所得税、消費税及び贈与税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

また、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携を利用した各種控除証明書や給与情報の自動入力が可能となるなど、より簡単・便利に確定申告をしていただけるものとなっております。

◎「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

◎「マイナンバーカード×マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2. マイナポータル連携等を活用した年末調整の推進

年末調整については、令和5年10月から新たに小規模企業共済等掛金の控除証明書がデータで提出が可能となります。これをもって年末調整手続で添付が必要となる主な証明書は全てデータで提出ができることとなり、一連の「年末調整手続の電子化」が可能となっております。

「年末調整手続の電子化」により、従業員等は控除額の計算が不要となり、勤務先としては、添付書類等の確認や控除額の検算に要していた事務が軽減されるほか、書類の保管コストの削減が見込まれるなど、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減につながります。

◎「年末調整手続の電子化 e一年調～もう書類は必要ありません～」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>)

国税だより

◎確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税等の確定申告書を作成することができます。

マイナンバーカードを利用すれば、ご自宅から確定申告書を e-Tax で送信することができます。

◇所得税等の確定申告を e-Tax で行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

◇自宅や税理士事務所から e-Tax で還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

特に、スマホを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色決算書や収支内訳書も作成することができ、申告書の控えもスマホに保存することができます。

近年は、ご自宅から e-Tax により確定申告される方のうち、約半数の方がスマホを利用して申告しています。ぜひ、所得税等の確定申告については、マイナンバーカードを利用して、ご自宅からスマホでの e-Tax をご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

◇パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

◎令和5年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和5年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

また、「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、自宅等から手続きができる「ダイレクト納付」や、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

【令和5年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

「大分県労働災害防止緊急対策強化月間」の実施について

実施期間：令和6年1月22日(月)～3月31日(日)

平素は、大分県支部の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の9人から7名増加して16人に達し、過去10年間で最多となっています。

このような中、1月22日(月)、大分労働局長から事業場において各作業における労働災害防止対策等について点検、見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法等を徹底するよう各団体に対して要請がありました。

つきましては、以下の点にご留意のうえ、経営トップが自ら先頭に立って労働災害に取り組む姿勢を示し、適切な安全対策を図っていただきますようお願いいたします。

記

(1) 死亡労働災害の状況を踏まえた労働災害防止対策（陸上貨物運送事業）

- ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。
- イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。
- ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。
- エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施するなど、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

(2) (1)を実施するための具体的な防止対策

- ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。
- イ 通路や階段等における転落災害防止対策を充実させること。
- ウ 作業内容に応じた適正な服装及び保護具（保護帽、墜落制止用器具等）の適切な使用を徹底すること。

年末年始期間中に 4 人が犠牲に

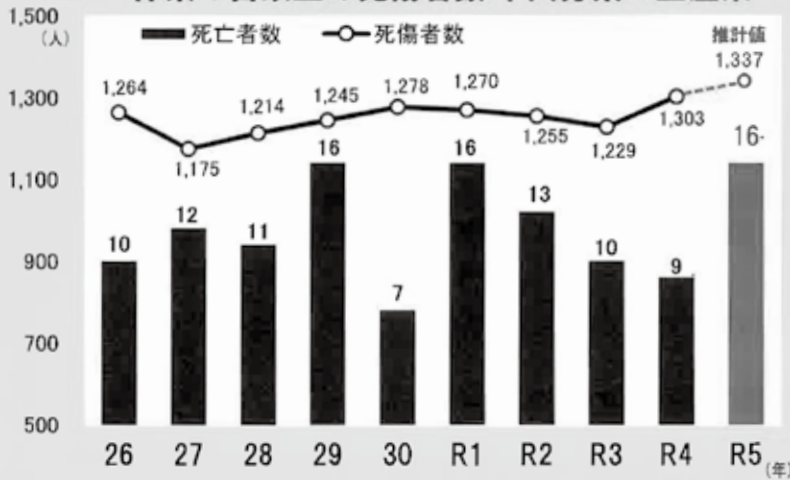
死亡労働災害多発

大分県労働災害防止緊急対策強化期間 3/31 まで

令和 5 年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の 9 人から 7 人増加して 16 人（12 月末速報）となり、過去 10 年で最多となりました。また、令和 5 年 12 月からの年末年始期間には 4 人の尊い命が犠牲となりました。

そこで、急増する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、令和 6 年 1 月 22 日から 3 月 31 日までを「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、裏面のチェックシートを活用する等により労働災害防止対策の点検・見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法を徹底していただきますようお願いいたします。

労働災害による休業 4 日以上死傷者数 | 大分県×全産業



死亡者数

● 令和 5 年は、過去 10 年で最多タイプの 16 人となりました。

● 業種内訳は建設業 7 人、製造業 4 人、水産・畜産業 3 人、商業(新聞販売業) 2 人です。



● 第 14 次労働災害防止計画では、令和 5 年から 5 年間の死亡者数を 49 人以下に減少させることを目標にしています。

死傷者数

● 令和 5 年の死傷者数の推計値※は、過去 10 年間で最多となっています。※推計値=12 月末速報値から推計

年末年始期間中の死亡労働災害の概要

洗車中に 1.6m 墜落

令和 5 年 12 月発生
70 代 男性 経験 39 年

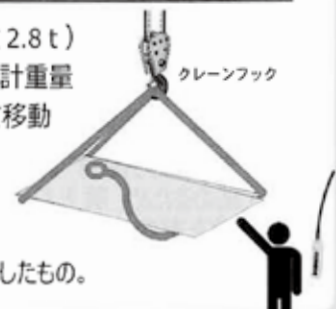
洗車場でコンクリートミキサー車を洗っていたところ、洗車場の端から 1.6m 下に墜落した。集水樹に頭部が浸った状態で発見された。



クレーンの荷が激突

令和 6 年 1 月発生
20 代 男性 経験 7 年

クレーン（つり上げ荷重 2.8 t）で、アルミ板 2 枚（合計重量 250 kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから繊維ベルトが外れてアルミ板が頭部に激突した。



大分労働局・労働基準監督署

令和 6 年 1 月

大分産業機械技能教習所だより

【令和5年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技）	5日	25H	99,000	4,565	3月 13日～15日と 18日～19日
		実技のみ	4日	9H	90,200		13日～15日と18日
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	12日～14日
		全科（学科・実技）	6日	38H	93,500	1,430	4日～8日と11日 21日～22日と 25日～28日
	解体用 登録第3-21号	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,606	1日 15日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,606	21日～22日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,914	4日～5日 27日～28日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,914	4日～6日 27日～29日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	5日～7日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370	
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	8日と11日～12日 27日～29日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650	
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	4日と8日	
	大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	29,700	1,650	1班 4日～7日 12日～15日 21日～22日と 25日～26日	
						2班 土日	
普通運転免許なし	5日	35H	30,800	1,650			
ショベル 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。	
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,900	1,870		
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	18日～19日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	12,100	1,370	18日～19日	
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,397		
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	12,100	1,650		
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	12,100	1,650	4日～5日 25日～26日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430			

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

(問い合わせ先)

(大分労働局 大分助成金センター)

1. 中小事業主であること。

2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。

3. 受講者が被保険者であること。

4. 労働保険料を滞納していないこと。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**

☎ (097) 554-2246 FAX (097) 554-2248

〒870-0905 大分市向原西1-5-11



お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和5年度 土曜開業日カレンダー ◇

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

独立行政法人 自動車事故対策機構
大 分 支 所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156
<http://www.nasva.go.jp>

清水／大分航路 減便およびスケジュール変更について

清水～大分航路を運航する川崎近海汽船(株)から、同航路の減便およびスケジュール変更についての周知がありましたので、お知らせいたします。

平素より弊社定期航路をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、弊社、清水／大分航路につきましては、2016年度10月開設後、2018年3月からデイリー運航にて関東・中部／九州間のモーダルシフトに取り組んでまいりました。この間、燃料油や運航諸経費の高騰に対して、運航効率改善を図り、週末便の休航をはじめ諸経費の削減に努め、また海上運賃の改定を皆様をお願いしてまいりましたが、未だ想定の貨物量や運賃水準に至っておらず、直ちに状況が改善する見通しにないことから、現状のデイリーサービスに代え、下記の通り、本年4月より隔日運航に減便させていただくことといたしました。

陸上トラックの2024年問題が喫緊の課題となっており、その解決策の一つとして海上輸送利用に対する期待が高まっているところではありますが、具体的な物流形態の変化や、運賃市況の好転が見られるまで、当面減便でのサービスとさせていただきます。ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、諸事業をご理解の上、新スケジュールでの引き続きのご利用を賜りますようお願い申し上げます。

記

現 行

清水発・大分発共に週5便のサービス

	日	月	火	水	木	金	土
清 水	○	●	■	●	■	●	
大 分		■	●	■	●	□	●

※白抜きは揚げ作業のみ



2024年4月以降

清水発・大分発共に週3便のサービス

	日	月	火	水	木	金	土
清 水	○	●		●		●	
大 分			●		●		●

※白抜きは揚げ作業のみ

※詳細な変更日は追ってご連絡いたします

本件に対するお問合せ

内航定期船第2部

中越・小野

☎050-3821-1390

インターネット上の求人情報は、多くの求職者が応募をする際の参考としています。このため、各事業者が採用ページを作成し、求職者の目に触れるようにすることが、人材採用のために重要となっています。

- 全日本トラック協会と都道府県トラック協会は、株式会社リクルートと協働で、
- (1) まだ自社採用ページを持たない事業者向けに「Airワーク 採用管理」を用いた採用ページの作成支援（WEBセミナーによる案内）
 - (2) 各会員事業者の採用ページへのリンクを掲載した「求人情報サイト」の構築を実施しています。人材採用対策としてぜひご活用ください。

求人情報サイト全体イメージ

この度、都道府県ト協にて、会員事業者さまの求人情報を取りまとめたサイトを開設することとなりました。近年の求職者は、応募前に企業採用HPを見る傾向があります。自社採用HPをお持ちでない会員事業者様はこの機会に無料で開設いただけます。


国交省
トラガールサイト
ブランディングサイト

リンク

全ト協


リンク

都道府県ト協



リンク

会員事業者
採用ホームページ



無料で開設!

本事業のポイント

無料で採用HPを開設可能!

WEBセミナーで開設支援!

ランニングコスト一切なし!

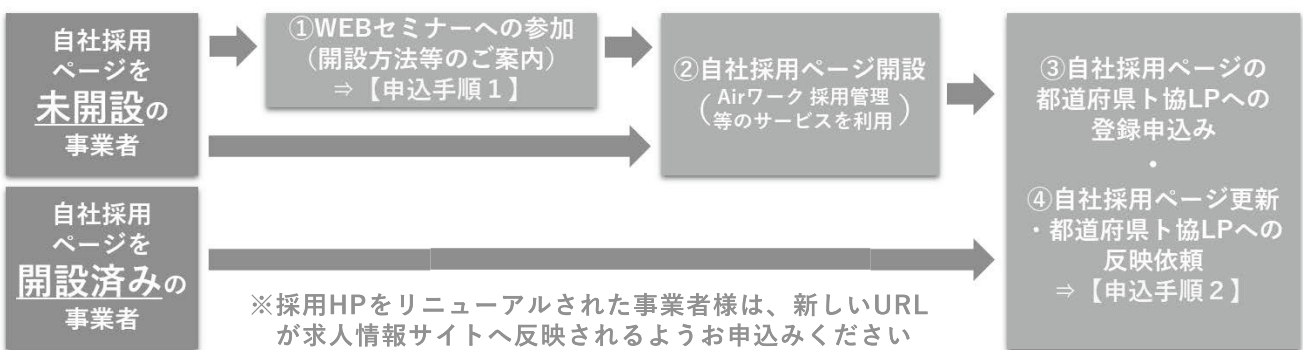
求人はindeedにも自動掲載!

求人検索エンジン
indeed

求人情報は自動転載

※求人掲載はIndeedの利用規約・掲載基準に準じるため、掲載されない場合もございます。

会員事業者の本事業への参画パターン



申込手順1：リクルート実施「WEBセミナー」への参加

これから自社採用ページを作成する会員事業者様は、株式会社リクルートが主催する「WEBセミナー」にご参加いただき、採用ページの開設方法や求人情報の記載方法等について案内を受けることができます。

参加をご希望される場合は、以下URLから開催予定をご覧ください、お申し込みを行ってください（開催エリア外の事業者も参加可能です）。

▼WEBセミナー開催予定一覧

https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html

申込手順2：自社採用ページの都道府県ト協LPへの登録

都道府県ト協LP（会員事業者の採用ページへのリンクページ）に、採用ページを掲載することを希望する会員事業者様は、以下URLからフォームにアクセスし、フォームからお申し込みいただくか、以下の各欄に必要な事項をご記入の上、都道府県ト協担当者宛にメールまたはFAXにて提出しお申し込みを行ってください。

▼メールまたはFAXによるお申込みの場合（宛先：●●@●● / ●●●● - ●●●● - ●●●●）

企業名・支社名（または部署名）	担当者名
電話番号	メールアドレス
採用HPのURL ※貴社採用サイトのTOPページのURLを記載ください（記載例） https://truckbrecurit.jbplt.jp/	
http	
勤務地1 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地1） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます	
<input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地2 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地2） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます	
<input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地3 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地3） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます	
<input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	

▼フォームによるお申込みの場合



左記QRコードにスマホのカメラをかざしていただくか、下記URLにアクセスいただくと、フォームからお申込が可能です。

<https://forms.gle/HQ4QYm9c1rddm88H6>

会員名簿訂正方のお願

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
5	日本通運(株)大分支店 江田 圭司	國門 博史	代表者の変更
5	住吉運輸産業(株) 中原 律夫	岩井 勝	代表者の変更
7	(株)ハート引越センター大分営業所 TEL 097-506-8100 FAX 097-506-8102	TEL 097-510-8100 FAX 097-510-8102	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
9	(有)大翔運輸 田崎 七五三	田崎 正昭	代表者の変更
31	周防灘運送(有) 黒田 昌鶴	竹内 主治	代表者の変更

燃 料 情 報

令和5年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	150.0	116.5	131.4
ローリー平均	123.0	111.4	115.5
カード平均	146.1	116.7	124.3

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	11	37.9
出 光	4	13.8
昭 和 シ ェ ル	1	3.4
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	1	3.4
コ ス モ	6	20.7
そ の 他	6	20.7
合 計	29	100.0

区分	月	23年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スタンド 平 均	大 分	124.7	123.2	123.3	124.2	124.5	126.8	130.3	138.1	135.6	127.0	128.2	131.4
	全 国	120.4	119.5	120.8	119.5	119.8	122.3	125.9	132.8	131.0	121.7	122.5	125.7
ローリー 平 均	大 分	111.0	110.1	110.9	111.7	111.5	114.7	117.5	126.8	118.5	109.9	113.4	115.5
	全 国	110.2	109.0	110.2	110.5	109.5	112.9	116.6	124.1	119.3	109.3	111.9	114.8
カード 平 均	大 分	118.8	118.4	119.7	119.6	115.2	122.2	126.3	134.4	130.4	119.0	122.8	124.3
	全 国	119.6	118.4	119.2	119.2	119.0	121.6	126.1	133.0	129.5	120.0	121.9	123.7

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和5年12月)

令和6年1月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和5年12月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.29	115.97	126.15

令和5年12月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	139.04	115.92	127..17
出光昭和シェル	125.90	116.89	122.59
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	122.27	113.50	140.25
そ の 他	116.43	115.75	125.32

令和5年12月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	127.96	115.41	127.44
30～50キロリットル未満		118.88	116.40
50～100キロリットル未満		115.02	
100キロリットル以上	115.22	115.12	116.70

令和5年12月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	128.00	116.17	121.60
30～60日 未 満	126.07	115.75	126.97
60 日 以 上	132.52	116.75	115.20

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和5年8月	132.94	124.99	135.51
令和5年9月	131.52	121.07	131.38
令和5年10月	120.75	109.69	122.61
令和5年11月	123.02	112.71	125.36
令和5年12月	127.29	115.97	126.15

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日	曜	行 事
16	金	総務・企画委員会（13:30 中会議室） 令和5年度（公社）全日本トラック協会青年部全国大会（14:00 京王プラザホテル） 令和5年度九州ブロック女性協議会 第3回役員会（15:30 九州沖縄トラック研修会館） 自民党大分県連年次大会総務・支部長・幹事長合同会議（17:00 佐伯市金水苑）
17	土	自民党大分県連年次大会（10:30 佐伯城山ホール）
18	日	
19	月	中津市ラッピングトラック出発式（11:00 中津駅北口前） （公社）全日本トラック協会 利用運送・積合部会研修会（12:30 防衛省） 令和5年度 第2回地球温暖化対策おおいた市民会議（14:00 大分市役所本庁舎）
20	火	
21	水	
22	木	全ト協 第22回経営改善・DX推進委員会（13:30 全ト協ホール）
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	正副会長会（11:00 役員室） 第6回 臨時理事会（13:00 大会議室） 全ト協 第56回環境対策・GX推進委員会（13:30 全ト協ホール）
28	水	令和5年度 第1回九州ブロック飼料・畜産部会（13:30 福岡県トラック総合会館）
29	木	令和5年度 大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会（11:00 大会議室） 令和5年度 トラックドライバー労働環境改善地方協議会（午後 大会議室）
3/1	金	令和6年度 助成事業等に係る業務担当者会議（13:30 全ト協ホール）
2	土	
3	日	
4	月	九ト協 令和5年度 第4回専務理事業務連絡会議（14:30 ANAクラウンクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ） 九ト協 令和5年度 第3回理事会（15:30 ANAクラウンクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ）
5	火	
6	水	大分県トラック協会 労務委員会（13:30 中会議室）
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車輛管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳ファイル	1冊	990	
15	運行管理者届	1枚	77	
16	整備管理者届	1枚	77	
17	運行管理規程	1冊	264	
18	整備管理規程	1冊	198	
19	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
20	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
23	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
24	運送約款 (冊子)	1冊	198	
25	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
26	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	
ご住所 (〒 -)			お電話 () -	
貴社名			担当者名	

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません。**



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットホーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

⇒ 積雪・凍結道路においては、
・**低速ギアでゆっくり発進**
・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**
など、運転操作の注意が必要です。



雪道での立ち往生に注意！

-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❏ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❏ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❏ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。